

新監査公表第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

令和 8 年 4 月 28 日

新潟市監査委員 古 俣 泰 規  
 同 伊 藤 秀 夫  
 同 細 野 弘 康  
 同 中 山 均

定期監査結果に基づく措置

令和 7 年度第 2 期定期監査（工事監査）結果報告（令和 8 年 3 月 27 日新監査公表第 16 号）分

監査の結果	措置内容	部署
<p>《指摘事項》                      対象工事                      ：公建第 1 号 新潟市美術館大規模改修工事</p> <p><b>交通誘導警備員の積算における単価設定を誤っていたもの</b></p> <p>建築部公共建築課は、令和 6 年度に契約した公建第 1 号「新潟市美術館大規模改修工事」の積算において、交通誘導警備員（以下「誘導員」という。）の単価設定を誤り、約 145 万円過少に積算していた。</p> <p>公共建築工事は、工種が多岐にわたり、その多くが受注者から専門工事を請け負った下請業者で実施されることから、その積算体系も下請業者に関わる経費を全ての工種に計上することとされている。従って誘導員に係る積算をする場合も、「公共建築工事標準単価積算基準」及び「公共建築工事積算基準等資料」に基づき、誘導員の労務単価に下請業者が負担する法定福利費相当額等を適切に反映した率を乗じた額（以下「下請経費等」という。）を算定し、誘導員の労務単価にその下請経費等を加算しなければならない。</p> <p>しかし、本件工事は、誘導員の労務単価に下請経費等の加算を失念し、単価設定を誤ったことにより過少積算となっていた。本市の建築工事においては、このような積算ミスの防止策として「設計書作成時における確認事項」のチェックリストを使用することとしており、リストには「積算基準等に基づき数量、単価が積算されていることを確認する」項目がある。同課は、この項目を複数人でチェックしていたが、組織として誤りを見過ごしていた。</p>	<p>これまでは、積算時に誘導員の労務単価に下請経費等を加算してきましたが、今回の指摘事項を踏まえ、あらかじめ下請経費等加算済みの誘導員設計単価を新たに設定し、周知しました。</p> <p>また、今回の単価設定の誤りについて、チェックの重要性を再認識するために建築の関係課向けの研修会を実施し、チェック体制の徹底を図るなど再発防止に努めます。</p>	<p>建築部                      公共建築課</p>

工事の積算誤りは、受注者や本市に大きな損害を与えるリスクがある。本件工事において、組織としてチェックリストを用いて確認していたにもかかわらず、誤りを見過ごしていたことは、同課のリスクに対する認識が不足していたとともに、チェック体制が形骸化していたと言わざるを得ない。

今後、同様の誤りが生じないよう、職員一人一人が設計積算におけるリスクの大きさを認識し、正確な設計積算能力の向上に努めるとともに、組織としてのチェック体制を今一度見直し、再発防止に向けて取り組むよう強く求めるものである。

【合規性】